

翻訳者の立場から見た明細書で 避けてほしい用語－特に「自社」、 「自装置」、「自車両」



翻訳者 倉増 一

要 約

日本語明細書には、翻訳者泣かせの語がいくつかある。それらの語は、翻訳の際に理解が困難であることが多く、かつ誤訳の頻度も高い。中でも、「自社」、「自装置」、「自車両」は非常に多くの明細書で使用されているが、日常の感覚から違和感を覚えることも少なくない。英日翻訳と日英翻訳の事例を抽出して検討した結果、これらの語は大半のケースでより明確な表現に置き換え可能なことが判明した。明細書作成時に、できるだけこれらの語を使用しない表現が、誤訳や意味不明の翻訳を防ぐ上で有効である。

目次

1. はじめに
2. 「自社」と「他社」
 2. 1. 定義
 2. 2. 英文明細書からの翻訳文における事例
 2. 3. 日本語明細書からの翻訳文における事例
 2. 4. 「自社」と「他社」に関するまとめ
3. 「自装置」
 3. 1. 定義
 3. 2. 英文明細書からの翻訳文における事例
 3. 3. 日本語明細書からの翻訳文における事例
 3. 4. 「自装置」に関するまとめ
4. 「自車両」と「他車両」
 4. 1. 定義
 4. 2. 英文明細書からの翻訳文における事例
 4. 3. 日本語明細書からの翻訳文における事例
 4. 4. 「自車両」と「他車両」に関するまとめ
5. own の用法
6. むすび

1. はじめに

筆者は長年翻訳をする傍ら、他の翻訳者の翻訳を校正・指導する仕事をおこなってきた。校正作業中に、原文の真意を理解しようとせずに、文字をそのまま辞書から拾った英単語に置き換える翻訳に遭遇することがよくある。特に、長文や難解な文の翻訳文にこの傾向が高い。そのような翻訳文は読みにくいだけでなく、中には明らかな誤訳も含まれる。誤訳は基本的に翻訳者に責任があるが、明細書中の特定の用語は、一般辞書の定義から外れた使い方をされており、それが原因で意味が取れない翻訳結果につながっている場合がある。その最たる例は「自○○」なる語である。例えば、「自動車」は「自ら動く車」のことを意味するように、「自○○」は「自ら○○するもの」の意味を持つと理解することができる。

そこで、明細書でよく使用される「自社」、「自装置」、及び「自車両」の実際の事例を翻訳者の立場からこれら

の用語の使用の成否を考察し、翻訳者や校正者が注意すべき点についても説明する。併せて、これらの語に代わるより適切な日本語表現を提案する。なお、これらの語のうち「自社」は「他社」と、「自車両」は「他車両」と対で使用されることが多いので、事例も可能な限りこれらの語が対で使用されているものを選択した。

2. 「自社」と「他社」

2. 1. 定義

日本語では、ある会社に所属する社員が自分の会社を呼ぶ場合、「自社」、「わが社」、「当社」、「弊社」、「小社」と実に多くの語が使分けられている。このうち、「自社」と「わが社」は基本的に社内文書で使用される語（以下社内用語）であり、「弊社」と「小社」は社外に発信する文書で使用される語（以下社外用語）であるとされている。「当社」は社内用語だが、社外に対しても使用されることがある。また、社員が、よその会社を呼ぶ場合、「他社」、「御社」、「貴社」などを使い分けるが、この中で「他社」は社内用語、「御社」と「貴社」は社外用語である。

広辞苑第6版には「自社」を「自分の経営する会社、または自分の所属している会社」と定義している。さらに小学館の『デジタル大辞泉』（参考文献1）には、「自分の会社。自分の勤めている会社」とあり、反対語として「他社」が記載されている。これらの定義に従うと、経営者または社員が自分の会社を「自社」と呼ぶことができることになる。この項には、「自社」に関する20の用例が併載されている。かなりの用例では、社員ではなく「会社」自体が主語の文で「自社」が使用されている。例えば、『弊社は、顧客の視点から分析し、自社製品のより良い向上を目指します。』という宣言文では、社員ではなく会社が主語になっている。この場合の「自社製品」は「弊社の製品」と言い換えができる。さらに、『ABCコンピュータは自社株取得を開始することを発表した。』のように、第三者が特定の会社を引用する際に、その会社を意味する「自社」が使用されることがある。ただし、「自社」単独ではなくその後ろに「株」が付されている。これは、参考文献2の『「自社」は単体で使われることが少なく、「自社製品」や「自社サービス」など、「自社」の後ろに単語を付けて使う場合が多い』という記載と一致する。

このように、「自社」と「他社」は基本的には社内用語であるにもかかわらず、社内文書ではない特許明細書でもきわめて頻繁に使用されている。そこで、英日翻訳で「自社」と訳されている特許から「自社」に対応する英語を見だし、「自社」が最適の訳か否かを検討する。次いで、「自社」が出現する日本語明細書に対応する外国出願で、「自社」がどう訳されているかを検討する。

2. 2. 英文明細書からの翻訳文における事例

明細書中に用語「自社」が使用されている特許を検索すると、2024年7月31日現在で42,993件あるが、この大半は国内出願によるもので、外国からの出願ではきわめて少ない。外国からの出願の場合、「自社」は翻訳語なので、それに相当する原語を見だし、「自社」以外の翻訳が可能かどうかを判断することで、明細書における「自社」の使用を回避することができるのではないかと考えた。以下に米国または英国から出願された明細書におけるそれらの事例を筆者の所見と共に示す。なお、これ以降の事例では翻訳全体の品質評価が目的でないため、「自社」に関連しない部分については翻訳の評価・検討はおこなわない。

事例 1. For example, assume **a company** wants to have a web site to promote **its products**. (US-005812398) [たとえばある会社が**自社製品**の販売促進のためにウェブ・サイトを持ちたいとする。(特開平10-133925)]

節の中の主語は **a company** なので、**its products** が「**自社製品**」と訳されても違和感がないが、**a company** 自体が第三者なので「その会社の」と訳すこともできる。

事例 2. With a market that lucrative, **companies** need a way to protect **their chip designs** from being copied by **competitors**. (WO2022/122340) [儲かる市場があるので、**企業**は**自社のチップ設計**が競合他社によってコピーされないように保護する方法を必要としている。(特表2023-551484)]

この事例の主語は **companies** である。複数形なので、この文は一般論であることが分かる。文中の **their chip**

designs が「自社のチップ設計」と訳されているが、事例 1 と同じく「それらの会社のチップ設計」と訳することができる。

事例 3. As an example, a **taxicab company** may collect payments for ads and videos by email from **another company** who wishes to advertise on **their cabs**. (WO2022/020839) [例えば、タクシー会社が、自社のタクシーに広告を出したい他社から、広告や動画の代金を電子メールで徴収することがある。(特表 2023-524965)]

この事例も一般論だが、主語は単数形である。文尾の **their cabs** を「自社のタクシー」と訳しているが、第三者的に「その会社のタクシー」と訳す方がわかりやすい。「他社」も「他の会社」のほうがよい。

事例 4. Thus, a **studio** may be able to generate more accurate predictions of **its own movies** than those of **its competitors**. (WO2021/242527) [したがって、スタジオは、競合他社のものよりも自社の映画のより正確な予測を生成することができる場合がある。(特表 2023-528048)]

この事例では **its own movies** と **own** が使用されていることがこれまでの事例と異なる。「自社の映画」を「そのスタジオが所有する映画」とする方が明確になる。

事例 5. For example, an **operator** may learn that a **competitor** has built wireless base stations in an area that is not currently covered by **their own network**, and therefore may decide to build wireless base stations in that area to remove **the competitor's service advantage**. (WO2021/195666) [例えば事業者は、自社のネットワークが現在カバーしていないエリアに競合他社が無線基地局を構築したことを知ることができ、従ってこの競合他社のサービスのアドバンテージを取り除くために、当該エリアに無線基地局を構築することを決定できる。(特表 2023-510936)]

この事例の **their own network** も「その事業者が所有するネットワーク」と訳す方が分かりやすい。

これらの事例から明らかなように、主体主が存在し、その主体主が所有あるいは生産するものに対して「自社」が使用されているが、すべての事例で「自社」を使用しない訳の方が明確であると考えている。これらの英文では、「自社に対応する原語」は **its** あるいは **their** であるが、特に所有を強調する場合は、その後に **own** が付されている。上記の事例では、**own** は文法に則して使用されている。

2. 3. 日本語明細書からの翻訳文における事例

英日の翻訳文における「自社」と「他社」を含む表現に比べて日本出願における「自社」と「他社」を含む表現は桁違いに多い。それらの中から、外国出願されかつ権利の消滅した特許明細書における翻訳事例を紹介し、「自社」と「他社」に関する翻訳上の工夫を検討する。

事例 6. したがって、例えばある会社が自社のオフィス用の LAN として独自に構築したネットワークなど、中継装置の設定を任意に変えることができる場合には、L2 中継装置 101 の利用が問題になることは少ない。(特開 2008-104040) [Therefore, in the case in which settings of a relay apparatus can be discretionarily modified, such as the case where a **company** uses a network independently configured by the company as an office LAN for **its own use**, the use of the L2 relay apparatus 101 is faced with few problems. (US-2008/0095368)]

この日本語では、「自社」は中継装置の「利用」にかかっているように訳されている。会社が定義されているので **its own use** と文法にかなった訳がおこなわれている。なお、同一出願人による別の出願ではほとんど同じ文が使用されており、対応する米国出願では **the company's own use** となっている。

事例 7. ところで、最近では自社製品の電子楽器あるいは特定機種の電子楽器の販売を促進するために、上記したような音楽アプリケーションを電子楽器に同梱してユーザに対して提供することが行われている。しかし、従来においては販促用に提供した音楽アプリケーションであっても、自社製品（あるいは特定機種）の電子楽器の他に他社製品（あるいは特定機種以外の機種）の電子楽器においても、上記したような音楽アプリケーションが同じようにフル機能で動作していた。すなわち、自社製品の電子楽器の販促用にと音楽アプリケーションを提供したとしても、従来においては他社製品の電子楽器でも自社製品と何ら変わらず同じように音楽アプリケーションを動作させることができたことから、自社製品と他社製品との差別化につながらずに自社製品の販売増につながりにくい、

という問題点があった。(特開 2004-212603) [Further, in recent years, it has been generally common to package a music application together with an electronic musical instrument of **a particular manufacturing company**, with a view to promoting sales of the electronic musical instrument of **the particular manufacturing company** or of a particular model. However, heretofore, even a same music application, provided for sales promotion of an electronic musical instrument of **a particular manufacturing company** (or a particular model), was allowed to operate in a full function mode (i.e., without significant functional limitations) with not only the electronic musical instrument of **the particular manufacturing company** (or particular model) but also an electronic musical instrument of **any other manufacturing company** than **the particular manufacturing company** (or another model than the particular model). (US-2004/0173081)]

「自社製品の電子楽器」が **an electronic musical instrument of a particular manufacturing company** (特定の製造会社の電子楽器) と訳されている。すでに述べたとおり、「自社」は社内用語なので、本来は明細書には出てこない表現である。翻訳者としては慎重に対処すべき用語だが、この訳の **a particular company** (特定の会社) は第三者的に手際よく処理されている。この語は初出なので、不定冠詞を伴うことに注目すべきである。なお、particular は必須ではない。「他社製品の電子楽器」は **an electronic musical instrument of any other manufacturing company** と訳されており、これも問題ない。このように、文脈に応じた意識が望ましい。日本語の改善案としては、初出の「自社」を「ある会社」とし、既出の「自社」を「その会社」とする。「他社」は「競合他社」とする。

事例 8. そこでこの発明は、**自社、グループ各社、他社**を問わずネットワーク構築を容易に行なうことができるネットワークを利用したビジネスデータ処理装置を提供することを目的とする。(特開 2002-342561) [It is therefore an object of the present invention to provide a business data processing apparatus using a network, which can easily build a network for any of **a company, group companies, and other companies**. (WO02/093396)]

この例でも「自社」は初出なので、**a company** と適切に訳されている。ただし、この表現では、「ネットワーク」が重複しているので整理すると次のようになる。

参考訳例: It is therefore an object of the present invention to provide a business data processing apparatus through a network which can be easily built between **a company, group companies, and other companies**.

以上の事例においても、「自社」を「ある会社」に、「他社」を「他の会社」に書き換えても意味が通じる。

事例 9. また、特開 2001-76042 公報には、登録された特許と、それに関連する売上高や利益などを減価償却して現在残存している特許の資産的価値を把握しようとするものである。また、各特許の価値の評価は、**自社評価**や**他社評価**などをランク付けして入力したものを、寄与度として評価している(特許文献 2 参照)。(WO2004/061714) [Alternatively, Japanese Patent Application Publication No.2001-76042 discloses a method for evaluating registered patents **owned by a company** at that moment to perceive asset values of the patents upon depreciation on sales proceeds and advantages of the patents. The evaluation of the value of each patent has been conducted taking ranked **self-evaluation** and **external evaluation of the company** into consideration as contributing rates. (See Patent Publication 2) (US-2006/0122849)]

この訳例でも「自社」が **a company** と訳されているが、第 1 文の「登録された特許」を「ある会社が所有する登録された特許」と読み替えている点が秀逸である。第 2 文の「自社評価や他社評価」は「その会社の内部評価および外部評価」と読み替えられている。このような読み替えに相当する内容が元から織り込まれていると誰が翻訳しても誤訳が少なくなる。

ここまで紹介した事例では、基本的に社内用語の「自社」を第三者的な表現 **a company** に置き換える解決策である。ただしこの解決策が難しい場合は、次の例のように、別の方策が必要となる。

事例 10. 【請求項 17】 障害に対して**自社**が対応できない場合、復旧作業の依頼を**他社**に通知する第 2 通知ステップをコンピュータに実行させることを特徴とする請求項 11 乃至 16 のいずれかに記載の機器管理プログラム。(特開 2002-157171) [17. An equipment managing program according to claim 11, which further causes a computer to execute a notifying step, of performing notification of a commissioning recovery operation **to another**

company, in a case where the trouble cannot be recovered from without external help. (US-2002/0091821)]

この事例では、「自社」は特許請求の範囲で初出の用語である。従って、この「自社」をどう訳すかは至難の業である。訳では「障害に対して**自社**が対応できない場合」を「外部からの助けなしに障害が回復できない場合」と読み取り、**in a case where the trouble cannot be recovered from without external help**と意識している。見事な解決方法だが、from は余分である。この事例における「自社」の使用は絶対に避けてほしい。従って、この事例においては、「自社が対応できない」を「内部で対応できない」に、「他社」を「外部」に書き換えることが望ましい。改訂訳例を以下に示す。

改訂訳例：17. An equipment managing program according to claim 11, which further causes a computer to execute a second step of notifying **an external organ** of a commissioning recovery operation, in a case where the failure cannot be **internally recovered**.

事例 11. ステップ 63：**他社**から提供を受けるブロックは、**自社**のシステム検証装置での動作模擬は行わず、図 6 に示すようにブロックへの時刻 n での入力ベクタ 90 をブロック提供者へ送信する。(特開 2002-149738) [Step 63: For the block provided an **outside entity**, the operation simulation is not performed by the **in-house corporate equipment**. Instead, the input vector at time n 9 to the block is transmitted to the block provider. (US-2002/0059053)]

この事例では「他社から供給を受けるブロックは」を **for the block provided an outside entity** に、「自社のシステム検証装置」を **in-house corporate equipment** に意識されている。筆者の感覚では corporate は不要である。この英文の Instead 以降に細かいミス (typographical error?) が見受けられるので、以下の通り修正した。

修正文：Instead, the input vector 90 at a time n to the block is transmitted to the block provider as given in Fig. 6.

この事例でも、「自社」を「社内」に、「他社」を「社外」とすることで、上記のような訳例を容易に導くことができる。

このような意識は、文字等価な翻訳思考からは生まれない。翻訳者は、意味等価な翻訳を心がける必要があることを如実に示している。ただし、以下に示すように、文字等価な翻訳も数多い。

事例 12. システム 10 はその**運営者が自社の商品や他社の商品**をユーザ 1 にファクシミリ、電話、電子メールのいずれかで販売する。(特開 2003-187133) [An administrator of a system 10 sells **an own company's or another company's commodity** to a user via a facsimile, telephone, and electronic mail in order to deal with **another company's commodity** and support and correspond to diversifying customer purchase needs without suffering from inventory. (US-2003/0163385)]

「自社の商品」は「運営者自身の商品」のことだが、own は所有格代名詞の後ろに置かれる形容詞なので、この own の用法は強引である。その原因は、company を所有格にしたことにある。他社および商品のどちらも複数存在するので、この部分は次のように書き直すことができる。

改訂訳例：The system 10 allows its operators to sell **their own products or other companies' products** to a user 1 via facsimile, telephone or e-mail.

事例 13. 評価パラメータ D1 及び D2 は製品化の可能性の度合いを表すものであり、評価パラメータ D1 は**自社実施の可能性**に応じた度合いを表し、評価パラメータ D2 は**他社実施の可能性**に応じた度合いを表す。(特開 2004-213081) [The evaluation parameters D1 and D2 represent levels regarding possibility of manufactured products, wherein the evaluation parameter D1 represents a level according to possibility of **right-to-implementation by the own company**, and the evaluation parameter D2 represents a level according to possibility of **right-to-implementation by other company**. (US-2006/0247934)]

Right-to-implementation by the own company は意味不明である。解決策は、**in-house implementation** (社内での実施) である。「社外」は **other companies** または **any other company** とすべきである。文脈によっては、「社内での実施」を **internal implementation**、「社外での実施」を **external implementation** としても意味は通じる。

この事例のように、「自社」を an/the own company とする安易な訳も多く見られるのでチェックの際に注意が必要である。例えば、特開 2003-141349 では「自社の過去の業務の事例」という表現が US-2003/0088510 では cases of past operations of an own company となっている。文法の知識不足（own は所有格代名詞の後に置かれる）が原因だが、own がなければ意味が通じる。

2. 4. 「自社」と「他社」に関するまとめ

以上を踏まえて、「自社」と「他社」の使用ならびにそれらの翻訳に関しては、以下に提言の形でまとめてみた。まずは英日翻訳者に対する提言である。

(1) 英日翻訳で「自社」と訳されている部分は、「その会社」、「それらの会社」などの、より明確な訳が存在するので、基本的に「自社」を使用しないことを推奨する。

次は日英翻訳者に対する提言である。

(1) 「自社」が文中に定義されている場合には a/the company と訳することができる。会社に準ずるものが定義されている場合は、それに対応する英語を使用することができる。

(2) 「自社」が「社内」の意味で使用されていることがある。その場合の英語は in-house などが対応する。

(3) 明細書から、特定の会社を読み取ることができない場合は、翻訳者は文脈から適切な英語表現を探さなければならない。この場合は、技術の意味が通じるように高度な意識を行うこと。さもなければ、「自社」が何を意味するのかを明細書作成者に問いただす必要がある。

以下は、明細書の品質を上げるための日本語明細書作成者に対する提言である。

(1) 「自社」を、「その会社」または「それらに会社」など、より明確な語で表現することができるので、これらの語の使用を推奨する。

(2) 特に、特定の「会社」が定義されていないにもかかわらず「自社」を使用すると、その文の意味が不明確になる。結果として、翻訳者を混乱させる原因になる。したがって、「自社」以外の適切な用語の使用が好ましい。

なお、「自社」に関しては、奥田弁理士のブログ（参考文献 5）も参考になる。

3. 「自装置」

3. 1. 定義

日本語明細書で、「自社」以上に頻繁に使用されている語が「自装置」である。2024 年 8 月 6 日現在で、71,259 件のヒットがある。標準的な日本語の定義に従うなら、「自装置」は明細書に人（例えば、操作者）が定義されていることが前提で、「その人が所有あるいは操作する装置」ということになる。人の代わりに、あるシステムが定義されていて、そのシステムが特定の機能を持つ装置を包含する場合も「自装置」と呼ぶことができる。それ以外の文脈で使用される「自装置」は、他の適切な表現を使用すべきと筆者は考えている。

3. 2. 英文明細書からの翻訳文における事例

英日翻訳では、「自装置」が使用されるケースは希であるが、下記の PCT 出願の翻訳文に不的確な訳例が見られる。

事例 14. In response, the second component (206) adapts **its processing** to accommodate the data exchange, for example routing and processing exchanged data instead of handling it as analogue AV content. (WO2004/002149) [それに応じて、第 2 のコンポーネント (206) は**自装置の処理**をデータ交換をするように適応させる。交換されたデータをアナログ AV コンテンツとしてではなく、例えば、経路指定し処理する。(特表 2005-530448)]

この事例では、いきなり「自装置」が出てくるので、これが何を指しているのかが読者は理解できない。訳の「自装置の処理」は **its processing** に対応しているが、この語は字句通りに「その処理」とすれば意味が通じる。あるいは少しくどいが、「コンポーネント自体での処理」と訳すとより明確になる。

事例 15. The present invention provides an electrofiltration device comprising a fan or other means for moving gaseous fluid **through the device**, an ionization stage, and a collector stage formed of collector flow channel layers arranged into a collector cell. (WO01/028692) [本発明は、ガス状流体を**自装置内**で移動させるためのファンあるいはこれ以外の手段と、電離ステージと、コレクタセルとして配置されたコレクタフローチャネルで形成されているコレクタステージとを具備する電子濾過装置を提供するものである。(特表 2003-512155)]

英文の **the device** が **electrofiltration device** のことであるのは明確だが、日本語では語順が逆になるため、いきなり「自装置」が出てくると戸惑うことになる。「その装置」としても状況は変わらない。日本語と英語では語順の違いにより理解が困難になる場合は、例えば次のように語順を変えるしかない。日英翻訳でも同じことがいえる。

「本発明は電子濾過装置を提供するもので、ガス状流体を**この濾過装置内**で移動させるファンあるいはこれ以外の手段、電離ステージ、コレクタセルとして配置されたコレクタフローチャネル層で形成されているコレクタステージを具備する。」

事例 16. 7. The modem according to Claim 4, further comprising :

manually controlled means in each one of said first and second devices for selectively establishing **its** address ;

manually controlled means in each one of said first and second devices for establishing the address of **the other RF device** ;

means in said first and second devices for writing **its** address and the address of **the other devices** into **its** transmitter buffer ;

means in said first and second devices responsive to the reception of **its own address** for comparing a received address for **the other device** with the known address for the other RF device ; and

means for carrying on further communications if the compared addresses are the same. (WO01/033824)

【請求項 7】 該第 1 の装置及び該第 2 の装置に別々に設けられ、選択的に**自装置**のアドレスを設定するため手動で制御される手段と、

該第 1 の装置及び該第 2 の装置に別々に設けられ、選択的に**他の RF 装置**のアドレスを設定するため手動で制御される手段と、

該第 1 の装置及び該第 2 の装置に設けられ、**自装置**のアドレス及び**他の装置**のアドレスを**自装置**の送信バッファに書き込む手段と、

該第 1 の装置及び該第 2 の装置に設けられ、**自装置**の固有のアドレスの受信に応答し、受信された**他の装置**のアドレスを、**他の RF 装置**に対する既知のアドレスと比較する手段と、

比較した他の装置のアドレスと既知のアドレスとが一致する場合、更なる通信を実行する手段と、

を更に有する請求項 5 記載のワイヤレスモデムシステム。(特表 2003-535489)]

元の英語自体が **its address** と **its own address** で揺れているが、この場合は、「第 1 の装置」と「第 2 の装置」があるので「各装置の」と訳すべきである。同様に、**its transmitter buffer** も「各装置の送信機バッファ」と訳すべきと考える。

以上のように、英日翻訳においては安易に「自装置」と訳すのではなく、きちんと意味の通じる訳にすべきである。

3. 3. 日本語明細書からの翻訳文における事例

英日の翻訳文における「自装置」を含む表現に比べて日本出願における「自装置」を含む表現は桁違いに多い。それらの中から、外国出願された英文明細書における翻訳事例を紹介し、「自社」に関する翻訳上の工夫を検討する。

事例 17. 光空間通信装置 1 は、**自装置**がデータを送信していないことを示すアイドルコードを相手装置のアイドルコードとは異なるように割当てるとともに、このアイドルコードを連続して送信する際に、アイドルコードのパ

ターンとは異なるランダムなパターンを有するランダムコードをアイドルコード間に挿入する送信回路 21 を備える。(特開 2004-357248) [An optical space communications device includes a transmitter circuit which assigns an idle code indicating that **the device** is transmitting no data so that the idle code differs from an idle code for another device and which, when the transmitter circuit continuously transmits such idle codes, inserts, between the idle codes, a random code having a different random pattern from a pattern of the idle codes. (US-2004/0240885)]

「自装置」を「この装置」と読み替えて翻訳されている。最初から「この装置」あるいは「装置自体」と表現した方が日本語も分かりやすい。後者の場合の英語は the device itself となる。

事例 18. TV 本体 3 は、ワイヤレスセンタと通信を行う SS 送受信ユニット 61 と、**自装置**の動作を制御する TV マイコン 64 とを備える。(特開 2004-336723) [The TV main body (3) includes : an SS transmitting/receiving unit (61) for performing communication with the wireless center ; and a TV microcomputer (64) for controlling the operation of **the TV main body** (3). (US-2007/0200727)]

ここでも、「自装置」を「TV 本体」と読み替えて翻訳されているが、最初からそう表現すべきである。

事例 19. **自装置**が特定条件を満たすか否か判定し、その結果に応じて特定条件の設定又は解除を指示する指令を、データを共有する全てのクライアント装置に発信する。また、指令を受信した場合、受信した指令が特定条件の設定又は解除を指示していれば、該特定条件に関する違反を判定する。**自装置**が違反している場合はサーバ装置との間の通信路を切断し、違反していない場合は指令に従って**特定条件を満たす装置**に関する情報を更新する。(特開 2004-334566) [It is determined whether or not **a device itself** satisfies a specific condition, and, depending on a result thereof, an instruction to set or release the specific condition is issued to all **client devices** sharing the data. Further, when the instruction is received, if the received instruction is the instruction to set or release the specific condition, it is then determined whether or not the specific condition is breached. If **the device itself** breaches the specific condition, then a communication path to **a server device** is disconnected. If **the device itself** is not breaching the specific condition, then information relating to **the device satisfying the specific condition** is updated in accordance with the instruction. (US-2004/0260822)]

これは【要約】の文であるが、「自装置」の前提となる「装置」事態の記述が欠落しているために、この文を読んでも「自装置」が何であるかは理解できない。従って、それを補って翻訳しないとこの文は意味をなさない。明細書および特許請求の範囲の記載から、「自装置」は「サーバ機能を有する装置」と読み取れる。それでもなお、別に「サーバ装置」が存在するので、これが「サーバ機能を有する装置」と同一か否かは容易に判断できない。したがって、この記述は全体として不明瞭である。各装置を明確に識別できる呼称を使用すべきである。

事例 20. クライアントはサーバから受信する画像コンテンツの正規の向きが把握可能となり、把握した情報に基づいて**自装置**において回転処理を行ってあるいはサーバに依頼して正規な向きの画像データを取得して表示する。(特開 2004-235739) [The client can obtain the correct orientation of image contents received from the server and either rotates the image contents on **its own device** according to the obtained information or requests the server to obtain correctly-oriented image data and then displays the image data. (WO2004/068843)]

これは、サーバとクライアント間で送受信する画像コンテンツの正規方向表示を効率的に実行する装置に関する特許である。日本語の「自装置」は「クライアント (装置)」のことである。翻訳文の **its own device** は「クライアントが所有する装置」ということになり明らかな誤訳である。「自装置」=**own device** という文字等価な翻訳の典型的な例である。日本語で具体的な装置名を書けば、このような誤訳を避けることができる。このケースでは、**on the client itself** とするのが最善の解である。

事例 21. マスタである機器 (1) の**自機器情報管理部** (15) は、**自機器**に関する**自機器情報**を管理する。**他機器情報管理部** (16) は、スレーブである**他機器**に関する**他機器情報**を管理する。スケジュール情報管理部 (17) は、マスタ候補の機器に関するスケジュール情報を管理する。(再公表 2006-526932) [A **device's own device information managing section** (15) of a **master device** (1) manages **device's own device information** regarding its

own device. **Another device information managing section** (16) manages **other device information regarding other devices**, which are slave devices. (WO2004/109996)]

この英語はかなりぎこちないが、その原因は日本語の「自機器」にある。もう一つは「マスタ」と「スレーブ」を使用していることである。この特許の出願時は「スレーブ」の使用は問題にならなかったが、現在では、この語の使用は避けるべきという意見がある（参考文献3）。そこで、下記のようにこの日本語を書き換えて、同時に翻訳を試みた。

日本語の書き換え：「**ホスト装置**（1）は、**ホスト装置自体**の情報を管理する**ホスト装置情報管理部**（15）、および**クライアント装置**の情報を管理する**クライアント装置情報管理部**（16）を含む。

修正翻訳文：The host device (1) includes a host-device information management section (15) that manages information on **the host device itself**; and a client-device information management section (16) that manages information on **client devices**.」

3. 4. 「自装置」に関するまとめ

以上の事例をまとめると次のことがいえる。まず、明細書作成者に対する提言である。

- (1) 明細書では、ごく限られた状況でのみ「自装置」が使用できる。
- (2) それ以外の大半の部分では、「自装置」は不適切な表現である。「その装置」、「この装置」「装置自体」などの表現や具体的な装置名で表現することが望ましい。
- (3) 「自装置」の代わりに、具体的な装置名を使用することで、日本語全体の意味が明確になり、かつ不適切な訳を避けることができる。

- (4) 「自装置」と「他装置」を「ホスト装置」と「クライアント装置」と識別するとわかりやすい場合がある。

以下は、翻訳者に対する提言である。

- (1) 「自装置」が使用されている場合は、基本的に具体的な装置名に置き換えて翻訳すべきである。実際の翻訳では、このような適切な処置がおこなわれていることが多いが、不適切な訳も見られる。
- (2) 翻訳の際に、**the own device** などの文法を無視した用法は絶対に避けるべきである。

4. 「自車両」と「他車両」

4. 1. 定義

「自車両」は単独で使用されることもあるが、「他車両」と対で使用されることが多い。対の使用では、2024年8月6日現在で、15,158件のヒットがある。ちなみに、「自車両」単独では、45,536件、「他車両」単独では、22,707件のヒットがあり、どちらも頻繁に使用されていることになる。

標準的な日本語の定義に従うと、「自車両」は「ある人（例えば運転者）が所有または運転する車両」ということになる。従って、この人は既に定義されていなければならない。人に代わって、あるシステムが特定の車両を操作してその車両を指す場合も、システムから見れば「自車両」が成立すると考えられる。それ以外の文脈で使用される「自車両」は、他の適切な表現を使用すべきと筆者は考えている。

4. 2. 英文明細書からの翻訳文における事例

英日翻訳では、「自車両」が使用されるケースは希であるが、下記のPCT出願の翻訳文に不的確な訳例が見られる。

事例 22. A vehicle 2100/2110 may communicate with another vehicle 2100/2110. For example, a **host, or subject, vehicle (HV) 2100** may receive one or more automated inter-vehicle messages, such as a basic safety message (BSM), from a remote, or target, vehicle (RV) 2110, via a direct communication link 2370, or via a network 2300. (WO2019/083513) [例えば、**ホスト車両、即ち自車両 (HV) 2100** は、直接通信リンク 2370 を介して又はネットワーク 230 を介して、基本安全メッセージ (BSM) 等の1つ以上の自動車両間メッセージ (auto-

mated inter-vehicle messages) をリモート車両、即ちターゲット車両 (RV) 2110 から受信してよい。(特表 2021-503404)]

無理に「自車両」と訳しているが、**host, or subject, vehicle** の subject は「主体となる」意味を持つが、あえて日本語にする必要はなく、単に「ホスト車両」でよい。英語はこのような言い換えが多いが、大事な語だけを訳す方が日本語は分かりやすいことが多い。

事例 23. The **remote vehicle** location data indicates the positions within the portion 6000 of the **vehicle** transportation network of the remote vehicle 6300 and **the remote vehicle** 6400. (WO2019/083513) [リモート車両位置データは、リモート車両 (他車両) 6300 及びリモート車両 (他車両) 6400 の車両交通ネットワークの部分 6000 内の位置を示す。(特表 2021-503404)]

同じ公報から抽出した他の部分であるが、**target vehicle** に対してわざわざ「他車両」の訳をつけている。「標的車両」あるいは「目標車両」と直訳すればよいので、あえて「自車両」と「他車両」と訳す必然性はない。

事例 24. FIGURES 14A and 14B are a first and second example of determining the cause of the near-collision event based on **the host vehicle's** anticipated trajectory and **the external vehicle's** kinematics, respectively. (WO2018/053175) [図 14A、14B は、それぞれ、**自車両**の予想軌道および**他車両**の運動学に基づいて、衝突接近事象の原因を判定する第 1 および第 2 の実施例である。(特表 2019-533609)]

これも「ホスト車両」と「外部車両」と直訳することで識別できる。

これらの事例から明らかなように、**host vehicle** を「自車両」と訳しているケースが多いが、素直に「ホスト車両」とすると理解が早い。「他車両」についても同じことがいえる。

4. 3. 日本語明細書からの翻訳文における事例

次に、「自車両」と「他車両」が使用されている日本語明細書の翻訳事例を示す。

事例 25. 図 4 において、実線は道路を表し、五角形は**車両**位置を表し、矢じり形の記号は**車両**の走行ベクトルのベクトル量のイメージである。ここでは、**自車両 A** が交錯可能性を有する**他車両** (すなわち、**対象車両**) B についての危険度ランクを判定するものとする。(特開 2004-199390) [In Fig. 4, a solid line shows a road, a pentagon shows a position of **a vehicle**, and an arrowhead shows an image of a vector amount of a running vector of **the vehicle**. In this case, **the host vehicle A** determines the danger level concerning **the other vehicle** (i.e., **the target vehicle**) whose estimated running vector will intersect with the estimated running vector of **the host vehicle A**. (US-2004/0119818)]

「自車両」が **host vehicle** に、「対象車両」が **target vehicle** に適切に訳されている。日本語の段階で「自車両」を「ホスト車両」とすればなおよい。「対象車両」を前面に出せば、「他車両」も使用する必要はない。

事例 26. しかも、昼間専用の所定の配光パターン、すなわち、DRL (デイトタイムランニングランプ) 用の配光パターンが得られることにより、昼間において、**自車両**の存在を**他車両**のドライバーや歩行者に視認させることができるので、交通安全上好ましい。(特開 2004-210125) [Besides, the predetermined daytime-dedicated light distribution pattern, i.e., the light distribution pattern for a daytime running lamp (DRL) can be obtained, whereby the presence of **the vehicle** can be visually recognized by the drivers of **the other vehicles** and the pedestrians, which is preferable for traffic safety. (US-2004/0218401)]

訳の中の **the vehicle** は **the host vehicle** とすべきである。日本語の時点で「自車両」を「ホスト車両」とすることで、翻訳者は **the host vehicle** と訳すことができる。「自車両」が単に **a/the vehicle** と訳されているケースは他にもあるが、識別目的で **a/the host vehicle** と訳す習慣をつけてほしい。

事例 27. 本発明は、かかる問題を鑑みてなされたもので、先行車両と**自車両**との間に存在する**他車両**までの距離が検出できない場合であっても検出能力判定を正確に行える車両用障害物認識装置を提供することを目的とする。(特開 2004-184130) [The present invention is intended to provide an obstacle detection device for vehicle wherein detecting capability judgment can be made with accuracy even if the distance to **another vehicle** present

between the vehicle ahead and the vehicle of interest is undetectable. (US-2004/104837)]

日本語の段階で「自車両」を「ホスト車両」とし、「他車両」を「他の車両」とすると、英語も a/the host vehicle と another/the other vehicle で識別できる。この事例では、さらに「先行車両」が存在するが、a/the preceding vehicle または a/the leading vehicle とするのがよい。ついでに、「後続車両」は a/the following vehicle または a/the trailing vehicle とする。日本語の段階でもこれらを「他車両」で片付けないことが望ましい／

4. 4. 「自車両」と「他車両」に関するまとめ

(1) 日本語明細書の起草段階で、「自車両」と「他車両」の代わりに「ホスト車両」と「標的車両」のような客観的な表現を使用すべきである。

(2) 事実、英文明細書では、host vehicle と target vehicle のような表現が主流である。

5. own の用法

既に述べたことだが、日本人の英語には own の用法の間違が多い。このことは、ウェブページ（参考文献 4）にも、『以前、ネイティブチェッカーから“an own vehicle”は不自然、“vehicle”だけで十分と言われたことがあります。』と記載がある。その通りで、own は one's own vehicle のように所有格代名詞を伴わなければならない。なお、実際には one's vehicle でも意味が通じることの方が多い。このブログでは、vehicle だけでは、他の車両との関係など、意味が不明瞭になると思える場合があり、悩みの種であることも述べられている。その後、米国特許では subject vehicle, host vehicle, one vehicle と another vehicle, control vehicle が使用されていることが追記されている。翻訳者は、日本語の「自社」、「自装置」、「自車両」などの表現と own は対応しないと割り切してほしい。

6. むすび

「自社」、「自装置」、「自車両」などの表現は日本語明細書では何の問題もなく使用されてきたが、これらはいずれも翻訳者泣かせの語である。これら以外にも「自車線」と「他車線」、「自拠点」と「他拠点」など、この種の表現は明細書では珍しくない。事例で説明してきたとおり、翻訳者から見るとこれらの語は何となく使用されているように思える。長年の慣習を打破するのは困難かも知れないが、これらの語を使用せずに、より適切な表現を使用することで、全体の記述がより明確になり、外国出願の際の翻訳ミスを防ぐことができると筆者は信じている。今回の提案をきっかけによりよい表現への議論が進むことを期待する。

(参考文献)

- (1) [https://www.weblio.jp/content/ 自社](https://www.weblio.jp/content/自社)
- (2) <https://domani.shogakukan.co.jp/584177/2>
- (3) <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2007/13/news057.html>
- (4) 「和英特許翻訳メモ－自車両」
<https://blog.goo.ne.jp/kodahon/e/1fc2d0d58417da6756f9fd05b9aa7ec1>
- (5) 翻訳をしないで訳語「自社」
<https://www.interbooks.co.jp/column/jpatent/20160721/>

(原稿受領 2024.8.21)